

事業所等における応急手当の普及推進に関する要領

(制 定 令和6年9月3日発消教第8号)

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 応急手当普及推進事業所（第5条～第15条）

第3章 AED設置事業所（第16条～第22条）

第4章 安心救急ステーション（第23条～第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、京都市内の事業所、公共施設、教育機関、保育施設、福祉施設、集客施設、商業施設及び各種団体（以下「事業所等」という。）における応急手当の普及啓発及び自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語は、京都市消防局応急手当の講習に関する要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応急手当普及推進事業所 事業所等において、自主的に普通救命講習（以下「普通救命」という。）又は救命入門コース（以下「入門コース」という。）を実施し、自主救護能力の向上を図る事業所等をいう。
- (2) 安心救急ネット京都 応急手当の普及啓発及びAEDの設置を推進する京都市内の事業所ネットワークをいう。
- (3) 安心救急ネット京都推進団体 安心救急ネット京都の事業を推進する京都市内の経済団体等をいう。
- (4) AED設置事業所 AEDを設置している京都市内の事業所等をいう。
- (5) 京都市AEDマップ AEDの設置場所等をインターネット上で公開する電子地図をいう。
- (6) 京都市AEDマップ登録事業所 AEDの設置場所等を京都市AEDマップ（以下「AEDマップ」という。）に公開している事業所等をいう。
- (7) 救命講習受講事業所 定期的に救命講習を受講している事業所等をいう。
- (8) 安心救急ステーション 商店街、コンビニエンスストア、観光地の物品販売店等で、京都市民、観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）に応急手当の必要が生じた場合において、災害通報、応急手当（AED及び器材の使用を含む。）、救急隊への引継ぎ等を実施できる事業所等をいう。

（推進事業）

第3条 消防局長（以下「局長」という。）、消防署長及び消防分署長（以下「署長等」とい

う。)は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 応急手当普及推進事業所（以下「普及推進事業所」という。）に関すること。
- (2) A E Dの設置推進及びA E D設置事業所に関すること。
- (3) 安心救急ステーション（以下「ステーション」という。）に関すること。
- (4) その他事業所等の応急手当の普及啓発に関すること。

（安心救急ネット京都）

第4条 安心救急ネット京都は、普及推進事業所、A E D設置事業所、救命講習受講事業所及び安心救急ネット京都推進団体に組織するものとする。

2 救命講習受講事業所は、普及推進事業所及びA E D設置事業所への登録を勧奨するものとして、新規登録はしないものとする。

第2章 応急手当普及推進事業所

（名称）

第5条 普及推進事業所は、F i r s t A i d P l u s（略称F A+）と称することができる。

（普及推進事業所の登録要件）

第6条 普及推進事業所に登録するための要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 京都市消防局応急手当の講習に関する要綱第4条に規定する者（以下「普及員等」という。）が在籍する事業所等
- (2) 事業所等の普及員等が、京都市内において、事業所等単独又は消防職員と共同で普通救命又は入門コースを実施した事業所等

（普及推進事業所の登録申請）

第7条 事業所等の代表者は、普及推進事業所に登録を希望する場合は、応急手当普及推進事業所登録（変更）申請書（第1号様式）を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

（普及推進事業所の認定）

第8条 局長は、前条の申請を受けた場合において、登録することが適当と認めるときは、当該事業所に応急手当普及推進事業所認定証（第2号様式）を交付し、普及推進事業所として認定するものとする。

（デジタル標章の交付）

第9条 局長は、認定した普及推進事業所に対して、デジタル標章（別図第1）を交付するものとする。

（普及推進事業所の登録変更等）

第10条 普及推進事業所の代表者は、登録内容を変更する必要がある場合は、応急手当普及推進事業所登録（変更）申請書を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

(普及推進事業所の登録管理)

第11条 局長は、応急手当普及推進事業所登録管理表(第3号様式)により、普及推進事業所の登録状況等を適正に管理するものとする。

2 署長等は、管轄区域内(以下「管内」という。)の普及推進事業所の状況を把握するとともに、当該状況に変更があった場合は、速やかに局長に報告するものとする。

(普及推進事業所の有効期限)

第12条 普及推進事業所の有効期限は、第6条に規定する要件を満たした日から、次年度の末日までとする。

2 第6条に規定する要件を満たした日の次年度中に、同要件を満たし、第7条及び第8条に規定する申請及び認定を行った場合は、1年間有効期限を延長するものとし、それ以降も同様とする。

3 局長は、有効期限を過ぎた事業所等の代表者に対して応急手当普及推進事業所認定取消通知書(第4号様式)により、その旨を通知するものとする。

(普及推進事業所の有効期限の例外)

第13条 普及推進事業所のうち、従業員等が10人以下である事業所等の有効期限は、第6条に規定する要件を満たした日から、次々年度の末日までとする。

2 第6条に規定する要件を満たした日の次年度又は次々年度中に、同要件を満たし、第7条及び第8条に規定する申請及び認定を行った場合は、同要件を満たした日から2年間有効期限を延長するものとし、それ以降も同様とする。

(普及推進事業所の公表)

第14条 局長は、普及推進事業所の名称を、京都市消防局ホームページに公表するものとする。ただし、普及推進事業所の代表者が公表を望まない場合はこの限りでない。

(普及推進事業所の表彰)

第15条 局長は、普及推進事業所が、前年度までに次の各号のいずれにも該当する場合は、京都市市民消防表彰要綱の表彰の対象とする。

- (1) 5年以上継続して普及推進事業所の要件を満たしている事業所等
- (2) 在籍する普及員等が、年間で20人以上の者又は従業員等の数の20パーセント以上の者を5年以上継続して普通救命又は入門コースを修了させた事業所等
- (3) 過去5年間当該表彰を受けていない事業所等
- (4) 他の事業所等への普通救命若しくは入門コースの実施又は当該事業所等に設置されているAEDのAEDマップでの公開等、積極的に応急手当を普及推進している事業所等
- (5) 前各号に定めるもののほか、局長が適当と認める事業所等

2 局長は、普及推進事業所に在籍する普及員等が、前年度までに次の各号のいずれにも該当する場合は、京都市市民消防表彰要綱の表彰の対象とする。

- (1) 5年以上継続して普通救命又は入門コースの指導を事業所等単独で実施した普及員

等

- (2) 過去5年間当該表彰を受けていない普及員等

第3章 AED設置事業所

(AEDマップの登録要件)

第16条 局長は、AED設置事業所のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、AEDマップに登録することができる。

- (1) 京都市内にAEDを設置していること。
- (2) 市民等がAEDを使用しようとする場合に、速やかにAEDを提供することができること。
- (3) AEDを設置している建物の出入口、AEDの設置場所その他の人目に触れやすい場所にAEDマーク（別図第2）を掲出することができること。

(AEDマップの登録申請)

第17条 AEDマップに登録を希望する事業所等の代表者は、AEDマップ登録（変更）申請書（第5号様式）を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

(AEDマップの登録)

第18条 局長は、前条の申請を受けた場合において、登録することが適当と認めるときは、AEDマップに登録するものとする。

(AEDマークの交付)

第19条 局長は、京都市AEDマップ登録事業所（以下「AEDマップ登録事業所」という。）に対してAEDマークを交付するものとする。

- 2 局長は、AEDマップ登録事業所以外であっても、AEDマークの交付が必要と認める事業所等に対して、AEDマークを交付することができる。

(AEDマップの登録変更等)

第20条 AEDマップ登録事業所の代表者は、登録内容に変更及び取消しの必要がある場合は、AEDマップ登録（変更）申請書を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

- 2 第16条の規定に該当しなくなった事業所等の代表者は、AEDマークを取り外すとともに、AEDマップ登録取消届（第6号様式）を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

(AEDマップの登録管理)

第21条 局長は、AED設置事業所登録管理表（第7号様式）により、AED設置事業所の登録状況等を適正に管理するものとする。

- 2 署長等は、管内のAED設置事業所の状況を把握するとともに、当該状況に変更があった場合は、速やかに局長に報告するものとする。

(AEDマークの再交付)

第22条 局長は、AEDマップ登録事業所の代表者から、AEDマーク再交付申請書（第8号様式）の提出があった場合において、再交付することが適当と認めるときは、AEDマーク再交付通知書（第9号様式）により、当該代表者に通知するとともに、AEDマークを再交付するものとする。

第4章 安心救急ステーション

（ステーションの登録要件）

第23条 ステーションに登録するための要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 京都市内の商店街、コンビニエンスストア、観光地の物品販売店等
- (2) 市民等に応急手当の必要が生じた場合において、災害通報、応急手当（AED及び器材の使用を含む。）、救急隊への引継ぎ等を実施できる事業所等

（ステーションの登録申請）

第24条 事業所等の代表者は、ステーションの登録を希望する場合は、安心救急ステーション登録（変更）申請書（第10号様式）を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

（ステーションの認定）

第25条 局長は、前条の申請を受けた場合において、登録することが適当と認めるときは、安心救急ステーション登録（変更）通知書（第11号様式）を交付するものとする。

（安心救急ステーション標章の交付）

第26条 局長は、認定したステーションに対して安心救急ステーション標章（以下「ステーション標章」という。）（別図第3）を交付するものとする。

（ステーションの登録変更等）

第27条 ステーションの代表者は、ステーションの登録内容に変更がある場合は、安心救急ステーション登録（変更）申請書を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

2 ステーションの代表者は、ステーションに係る活動を実施できなくなった場合は、ステーション標章を取り外すとともに、安心救急ステーション登録取消届（第12号様式）を、当該事業所等を管轄する署長等を経由して局長に提出するものとする。

（ステーション標章の再交付）

第28条 局長は、ステーションの代表者から、安心救急ステーション標章再交付申請書（第13号様式）の提出があった場合において、再交付することが適当と認めるときは、安心救急ステーション標章再交付通知書（第14号様式）により、当該代表者に通知するとともに、当該ステーション標章を再交付するものとする。

（ステーションの登録管理）

第29条 局長は、安心救急ステーション登録管理表（第15号様式）により、ステーションの登録管理状況等を適正に管理するものとする。

- 2 署長等は、管内のステーションの状況を把握するとともに、当該状況に変更があった場合は、速やかに局長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年9月9日から施行する。
(関係通達の廃止)
- 2 安心救急ステーション運用要綱(平成24年1月4日発消救第41号)及び安心救急ネット京都に関する要領(平成29年3月31日発消救第57号)は、廃止する。